

# 組合員の名義変更はお済みですか？

組合員名義が亡くなった方のお名前そのままになっていませんか？その場合は相続の手続きが必要となります。定款では死亡日から90日以内に手続きを行うように定められておりますので、お済みでない方はお早めにお手続きをお願いします。



また、生前に組合員の権利を譲りたい場合は譲渡の手続きができます。

## 相続…組合員が死亡している場合

### 提出書類

- ①相続届もしくは相続による加入申込書
- ②遺産分割協議書（コピー可）
- ③同意書（相続権者全員からの同意が必要）
- ④印鑑証明（相続権者全員分）
- ⑤改製原戸籍等（相続関係が分かる書類）

※②がある場合は③・④・⑤は不要です。  
※お手続きには実印と印鑑証明が必要です。

その他にも…

**加入・増資・減資・脱退**の手続きがあります。  
ご不明な点はお問合せくださいませ。

## 譲渡…生前に権利を譲りたい場合

### 提出書類

- ①持分譲渡承認願（譲り渡す人）
- ②持分譲渡に伴う加入申込書（譲り受ける人）
- ③持分譲渡承諾願（譲り受ける人）

※山林を受け継ぐ人を基本的に譲渡してください。

◎相続の手続きは相続の権利がある人全員から署名・実印の押印・印鑑証明の提出が必要になります。世代が増えると必要な書類を集めるのが非常に大変になりますので、お早めのお手続きをお願い致します。  
◎譲渡の手続きは同意書は必要ありません。

お問い合わせ先

久万広域森林組合 総務部  
電話：0892-21-1255

★郵送でのお手続きも可能です。是非、ご連絡下さい。

★住所の変更や集落・組・寺・神社などの代表が変更になった場合もお手数ですが、ご連絡をお願い致します。

## 平成29年10月21日・22日 第47回林業まつり開催決定



▲ 乾しいたけやお茶、  
林業資材などの販売



おまつり広場での  
親子木工▼



▲ 楽しいイベント  
盛りだくさん

## 委託加工販売休止のお知らせ

誠に勝手ながら平成29年10月21日・22日に開催される久万林業まつりにおいて、久万事業所で行っておりました委託加工販売を休止させていただきます。なお、林業まつり当日は例年通り「ざいもく広場」として、駐車場や工場見学にご利用ください。

お問い合わせ先

久万広域森林組合久万事業所 電話：0892-21-2611

**皆様のご来場お待ちしております！**

夏になり、これから草刈りをする方も多いのではないのでしょうか。刈払機は安全に使用できていますか？事故やけがを未然に防ぐため今一度正しい使用方法を見直していただけたらと思います。

## 林業 + 安全

刈払機の  
正しい使い方

### 刈払機の正しい作業方法

- ☑ 作業者の危険区域内に近づかない
- ☑ 正姿勢で作業する
- ☑ 急傾斜地では使用しない
- ☑ 傾斜地は滑りやすく場所によって地面の状態が変わる為、足場を確かめながら作業する
- ☑ 刈刃が足元に近づくような操作はしない
- ☑ 刈刃部に草などが巻き付いた時はすぐにエンジンを停止し、刈刃の回転が停止してから取り除く
- ☑ 草などが巻き付いた状態で無理に作業を続けると（故障の原因になる）

